

はんだ市報読者プレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「はんだ市報」の読読率向上及び市民の声を活かしたより良い広報紙づくりを行うとともに、半田市内の優良な物品等を紹介することで産業振興を目的とするプレゼント企画を「はんだ市報」に掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置等)

第2条 プレゼント企画は、「はんだ市報」の紙面で紹介するものとする。

- 2 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ（半ページ以下）及び表現は、市が指定する。
- 3 プレゼント企画の掲載は、広報紙1号につき1件とする。

(プレゼントの基準)

第3条 はんだ市報アンケート回答者へのプレゼント物品は、市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は「半田市広告掲載要綱」及び「半田市広告掲載審査基準」に定めるものとする。

- 2 プレゼントは、市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売するものとする。
- 3 プレゼントは、有体物又はサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第4条 プレゼントは、希望小売価格で総額5千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。

- 2 プレゼントは、2名以上に提供するものとし、1名当たり希望小売価格で総額500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。
- 3 プレゼントは、無償で引換えができるものとする。
- 4 プレゼントの引換期限は、掲載号の発行日から起算して2か月以後に設けるものとする。

(プレゼントの募集)

第5条 プレゼント提供者の募集は、はんだ市報、半田市ホームページ等により行うものとする。

- 2 プレゼント提供希望者は、半田市広告掲載要綱及び掲載審査基準並びに本要領を遵守し、掲載希望月の申込締切日までに「はんだ市報プレゼント提供申込書（様式第1号）」を市長に提出するものとする。ただし、掲載するプレゼント企画は毎号1枠とし、先着により枠が埋まり次第募集を終了するものとする。
- 3 プレゼント提供者の募集は、掲載希望月の12か月前から開始するものとする。
- 4 申込み後に辞退する場合は、「はんだ市報プレゼント提供申込辞退書（様式第2号）」を市長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第6条 市は、申込書を提出したプレゼント提供希望者について、内容等を審査した上で掲載を決定するものとする。

- 2 市は、掲載を決定した事業者（以下「掲載事業者」という。）に対して、掲載号の発行日から起算して3週間前までに「はんだ市報プレゼント企画掲載決定通知書（様式第3号）」を交付する。
- 3 市は、掲載号の発行日から起算して12か月以内に発行される「はんだ市報」には同一の事業者を掲載しないものとする。

(原稿の作成)

第7条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼントの提供方法)

第8条 プレゼントは、市が通知するプレゼント当選番号又は市が作成する引換券により掲載事業者の半田市内の事業所において引き換えるものとする。

- 2 当選者への当選番号通知又は引換券の発送は、市が行うものとする。
- 3 通知及び引換券には、引換期限を明記するものとする。
- 4 掲載事業者は、引換期限内に当選番号又は引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。
- 5 前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
- 6 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、当選番号又は引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すこと又は割引等プレゼント以外の利益を与えることをしてはならないものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、プレゼントがチケット又はこれに類するものである場合は、市は、掲載事業者から納品された当該プレゼントを発送することができる。

(掲載の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該掲載事業者から辞退の申出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと認めるとき。

(二次利用)

第10条 掲載事業者は、掲載号の「はんだ市報」のプレゼント企画記事を印刷等により自社広告に使用することができるものとする。ただし、「はんだ市報」の改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第11条 市は、掲載事業者がプレゼント物品の提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第12条 プレゼントの内容に関し生じた責任は、掲載事業者が負う。

(その他)

第13条 この基準に定めのない事項は、市が決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。